

## 屋久島町告示第 55 号

屋久島町飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

屋久島町長 荒木 耕治

### 屋久島町飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 9 条により、飼い主のいない猫（以下「猫」という。）の繁殖抑制、殺処分数減少、猫による生活環境被害の低減等を目的として、猫に不妊去勢手術（以下「手術」という。）を実施し、地域内で飼養管理を行うものに対し、その手術費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することに関し、屋久島町補助金等交付規則（平成 19 年屋久島町規則第 43 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 猫 人が所有又は占有をしていない猫をいう。
- (2) 手術 獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定による届出を行っている獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設に所属する獣医師が行う、卵巣若しくは卵巣及び子宮の全部又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 捕獲 手術をするために、捕獲器等を使用して猫を捕えることをいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、屋久島町内（以下「町内」という。）に住所を有する個人及び町内で活動する団体（事務所が町内又は事務所を持たない団体にあつては代表者の住所が町内であるもの）が、町内に生息する猫を捕獲し、町内の動物病院で、前条第 2 号の手術（再手術を防止するための耳の V 字カット手術を含む。）を受けさせるにあたって要する経費であつて、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 猫に飼い主の住所、氏名又は連絡先が分かるものが装着（マイクロチップの挿入を含む。）されていないこと。
- (2) 当該猫が主に生息する地域に居住する者（第 5 条に規定する申請者と同一の住所を有する者を除く。以下「地域住民」という。）のうち 2 人以上の者が、当該猫に飼い主がいないことを確認していること。
- (3) 手術を実施する前に、地域住民に当該猫の手術について適切な周知を行っていること。
- (4) 飼養管理については、手術した猫の飼養について、餌のやり方やふん尿などの清掃等に関するルールを定め、地域住民に合意を得ていること。
- (5) 手術を目的とした捕獲等を業としていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1頭当たり雄猫は5,000円、雌猫は15,000円とする。ただし、手術に要した額が補助金の額に満たない場合は、手術費用に要した額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、手術を行う前に不妊去勢手術補助金交付申請書(別記第1号様式)及び不妊去勢手術実施に伴う証明書(別記第2号様式)を町長に提出しなければならない。

2 申請を行う猫の上限数は、1回の申請につき10頭までとする。なお、複数回の交付申請をする場合は、第11条に規定する通知を受けた後でなければ、行うことができない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金額を決定し、不妊去勢手術補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(内容変更及び中止)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、猫を捕獲した後に、申請内容及び頭数が異なることが判明し、補助額が増額となる場合は、不妊去勢手術補助金変更交付申請書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。ただし、補助額が減額となる場合は、第10条に係る実績報告書の提出をもって減額を行うものとする。

2 補助対象者は、町長から交付決定を受けた手術を中止するときは、不妊去勢手術補助金中止届出書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(変更等の決定)

第8条 町長は、前条第1項の申請により変更を承認する場合にあっては、不妊去勢手術補助金変更承認通知書(別記第6号様式)を、前条第2項の届出により中止を承認する場合にあっては、不妊去勢手術補助金中止承認通知書(別記第7号様式)を補助対象者へ通知するものとする。

(手術の実施)

第9条 補助対象者は第6条第1項の規定による交付決定後に速やかに手術を行うとともに、猫の耳の先端をV字にカットした写真を撮影し保管しておかなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、交付決定日から起算して60日以内又は申請年度3月末日のいずれか早い日までに、不妊去勢手術補助金実績報告書(別記第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 不妊去勢手術実施証明書(別記第9号様式)

(2) 動物病院が発行した手術費用の領収書の原本(ただし、補助対象者が原本を保管しなければならない等やむを得ない場合に限り、原本照合を行った原本の写しで可)

(3) 手術実施前後の猫の写真(猫の全身及び耳のV字カットが確認できる状態のもの)

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、

これを適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、不妊去勢手術補助金確定通知書（別記第 10 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 12 条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助対象者は、不妊去勢手術補助金交付請求書（別記第 11 号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付請求を適当と認める場合は、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第 13 条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

（1） 虚偽の交付申請をしたとき。

（2） 交付の目的に反したとき。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期間）

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

（経過措置）

2 第 13 条の規定は、失効後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。